

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル
日・EU 両政府への提言
[仮訳]

2026 年 4 月 16 日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ 3
デジタル・イノベーション&モビリティ

ワーキング・パーティ・リーダー：

ダッソーシステムズ株式会社
代表取締役社長
フィリップ・ゴドブ

富士通株式会社
取締役会長
古田 英範

略称・略語一覧表

略語	意味
AI	Artificial Intelligence
BASA	Bilateral Aviation Safety AgreementEU-Japan
BRT	Business Round Table
DPA	Data Processing Agreement
DX	Digital transformation
DDFT	Data Free Flow with Trust
EASA	European Aviation Safety Agency
ECCG	The European Cybersecurity Certification Group
EPA	Economic Partnership Agreement
EU	European Union
EUCS	European Cybersecurity Certification Scheme for Cloud Services
GDPR	General Data Protection Regulations
GX	Green transformation
IAA	Industrial Accelerator Act
IAP	Institutional Arrangement for Partnership
ICT	Information & Communications Technology
IFR	Instrument Flight Rules
IoT	Internet of Things
ITA	Information Technology Agreement
JISC	Japanese Industrial Standards Committee
JSI	Joint Statement Initiative
MC	Ministerial Conference
MRO	Maintenance, Repair and Overhaul
NIS	Network Information Security
RE	Renewable Energy
SME	Small and Medium-sized Enterprise
R&D	Research and Development
WP	Working Party
WTO	World Trade Organization

はじめに

デジタル・イノベーション

近年、地政学的な緊張が継続する中、日本とEUは価値観と原則を共有する同志国として、強固な協力関係を結んでおり、更に一層その重要性が高まっている。2025年の米国を中心とした相互関税による保護主義的な政策や地政学的緊張の高まりを受けて、WTOを始めとする自由主義的貿易やデータ流通の促進の理念が強く求められており、日EU間で持続可能性や信頼性などの共通の原則に基づき、官民連携を促進していく必要がある。

デジタル・イノベーションの分野においても、自由主義的貿易に即した国際的な枠組みは非常に重要で、2022年に発足した日EUデジタルパートナーシップは、日EU双方の共通の関心分野を特定し、協力を推進していく枠組みとして重視されている。同等の価値観を持つ日EU連携を軸として、G7のような国際枠組みやデジタルデバイドの影響を受けるグローバルサウスとの連携も強化していくことを望む。

BRTは、2025年5月に開催された第三回日EU デジタルパートナーシップ閣僚級会合の日EU共同声明により、半導体や量子技術等新分野での競争力、イノベーション及び強靱性の強化に合意し、また、人間中心のアプローチによりAI等のデジタルガバナンスとイノベーションを主導する旨、認識した。

また、2025年5月開催の第6回日EUハイレベル経済対話において、日EU間で非市場的政策・慣行と過剰生産に関する懸念を表明し、サプライチェーン強靱化のための協力を確認したことを歓迎する。

引き続き、日EU双方で持続可能な社会の実現に基づき、信頼性のある自由なデータ流通、データガバナンスにおける二国間協力、量子-HPCコンピュータ、サイバーセキュリティ、人工知能分野での協力・促進に向けて、本提言が双方のイノベーション・エコシステムを強化し、日EUの経済成長を促進すると同時に、日EUの関係を強化するための解決策の一助となることを願う。

WP-3 | Recommendation

WP-3 / # 01* / EJ to EJ DFFTの実現に向けたグローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 米国政権を中心として相互関税措置及び非関税障壁の撤廃が国際的に求められる中、価値観を共有する日EU両国は、WTO等で定められている多国間主義に基づき、自由で公平な貿易体制を維持・強化し、保護主義的な動きに協調して連携していくべきである。
- 日EU両国は、WTOルールを尊重することを明確に表明し、デジタル貿易を始めとしたグローバルな貿易秩序の安定化に貢献するべきである。
- 国境を越えたデータ流通、データのローカライゼーション要件の禁止、ソースコードとアルゴリズムのアクセス要件の禁止、デジタル貿易を促進するためのデジタルプロダクトの無差別待遇などの高水準なルールを策定するため電子商取引に関するWTO共同声明イニシアティブにおける交渉を継続し、できるだけ早期に合意に至る。
- 2024年7月26日、WTO共同声明イニシアティブにより電子商取引に関する協定の安定化したテキストが発行されたことを歓迎する。特に重要なのは、電子送信に対する関税の賦課の禁止を含む条文である。
- 米国に対し、電子商取引に関するWTO共同声明イニシアティブに再び関与するよう促す。米国が国境を越えた自由なデータ流通に関する長年の要求に対しての支持を一部撤回することを決定したことに留意し、米国が2024年7月26日に発表されたWTO共同声明イニシアティブの「安定化テキスト」を支持しなかったことを遺憾に思う。日EU EPAのデータ条項への合意に達成した日本とEUは、WTO加盟国に対し、より高いレベルのコミットメントを提唱できると考える。
- 2024年7月の電子商取引に関する文書がWTO一般理事会に寄託されることを踏まえ、当該文書がWTO条約のAnnex4等に組み込まれるよう、最大限の努力を払う。電子商取引に関する協定を法的拘束力のある文書として前進させることが、急速に変化するデジタル環境において企業が対応可能なことを定め、デジタル貿易に関する世界的なルールを確立する重要な一歩となると認識している。本協定は、プライバシー及びデータ保護、電子認証、電子署名、電子契約、電子請求、ペーパーレス取引等の分野における規制枠組みの開発を促進するための重要な手段である。
- 民間部門が保有する個人データへの政府アクセス規則の作成に協力する。
- DFFTを実現するため、貿易協定や国際的な枠組みの中で複数セクターのデータフローに対しバランスのとれたアプローチを策定に向け、志を同じくする政府や業界と協力する。独自の基準を策定するのではなく、国境を越えたデータ交換に関する国際基準との整合性を確保する。

- 第3回日EUデジタルパートナーシップ閣僚級会合の共同声明において、データ共有の改善と相互運用性の向上及び信頼性のある自由なデータ流通の強化に向けた取り組みに関するコミットメントが示されたことを歓迎。
- 地政学的リスクが高まる中、グローバルなサプライチェーンにおけるデータの可視性を高め、AIも活用したサプライチェーン全体の高度化と強靭化を実現させるためには、日EUの産業データスペース間におけるインターオペラビリティの確立が不可欠。そのため、主体の真正性・実在性の証明やサービスの保証レベルの定義などの課題について、日EU当局が緊密に協議・連携するための政府間協議を加速することを求める。
- また、国際協調の推進においても日EU間の政策連携の強化を期待。国際標準の策定や有志国・地域を巻き込んだAIとデータに基づく地球規模のサーキュラーエコノミーの牽引など、トラストとデータ主権の尊重において志を同じくする日EUの協力は、世界中の事業者と共に持続可能な社会を築くための鍵となる。
- OECDにおけるIAP（パートナーシップのための制度的取り決め）の設立に協力する。

BRTが確信していること：

- BRTは、日EUがWTOで定められた関税、貿易、補助金等のルールを順守し、WTOルールに則った貿易政策を推進するべく、米国を始めとした各国に対して協調して働きかけるべきことが、グローバルの自由貿易体制を堅持することにつながると確信する。
- 第14回WTO閣僚会議（MC14）は、電子商取引に係る関税モラトリアムを延長するための重要な会合となる。MC14までに全署名国が国内プロセスを経て法的拘束力を与える可能性が低いことを考えると、BRTは、日本及び欧州当局に対し関税モラトリアムの延長を、MC14の重要な優先事項として維持するよう求める。そうでない場合、WTOが電子商取引分野における関税の受入原則を認めることになり、これはWTO発足以来の大きな後退となる。
- 第14回WTO閣僚会議（MC14）は、DFFT、データローカライゼーション要件の禁止、ソースコードとアルゴリズムのアクセス要件の禁止、及びデジタルプロダクトの無差別待遇に関して、より高水準なルール策定に向けた交渉を推進するための重要な会議となる。日EU EPA及び個人データ保護のための相互十分性の合意は、EUと日本が世界レベルで共通の課題を前進させる上での基盤となる。デジタル・イノベーションとデジタル・トランジションを相互に促進することに加え、公平な競争条件と長期的な成長の展望を支援するために、WTOやFTAにおける電子商取引ルール構築を促進する努力が必要である。

WP-3 / # 02* / EJ to EJ デジタル技術の社会実装支援

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 分散型データ共有を通じてデータ駆動型経済を促進する相互運用性を可能にする。ことにより、地域間プロジェクトを促進する。
- EUと日本間のデータ・エコシステムの相互運用性を達成し、AIによるデータ活用を円滑化するためにも、データ・フォーマットは可能な限り同じフォーマットで標準化されるべきである。併せて、EUと日本で、グローバルな相互運用性の確保に向けた働きかけを行うことも重要。
- 日本とEUの企業の競争力の向上や、地球環境問題等の社会課題解決のためにもデジタル技術の展開をより一層加速することが必要である。その実現のためには、法規制の緩和や手続きの簡略化、技術を実証できる特区のような環境を整備することで、社会実装の障壁を取り除くことが重要である。「Made in Europe」アプローチではなく、戦略的協力・信頼できるパートナーという視点に基づいて日本とEUで取り組むべきである。
- デジタル技術の活用によるメリットと留意点を正しく理解するための国民のリテラシー教育や社会受容性の醸成が必要である。併せて、EUと日本がそれぞれ有する国際競争力とソフトパワーの源泉である文化・芸術領域を含む産業・社会領域においてデジタル技術の活用を推進する専門家の育成が必要である。
- AI、IoT、スマートモビリティ、デジタルヘルス、スマートエネルギーシステムなどのデジタル技術を社会実装するため、EUと日本による共同のパイロット事業および実証事業を推進する。これらの取り組みを通じて、公共サービスや医療分野におけるAIの活用など、リスクの高い分野においてサンドボックス制度を活用し、実際の運用環境下や異なる規制環境を横断して、相互運用可能なソリューションの試験運用を可能にするべきである。

BRTが確信していること：

- EUや日本政府はデータのオープン化に積極的に取り組んでいるが、オープン化に消極的な国や地域もある。DFFTがすべての国に拡大される場合、実効的なコミュニケーションのため、そのフォーマットは可能な限り中立的である必要がある。その際、国毎に異なるデータ形式を使用することは困難である。
- DFFTに基づく国際的なデータ駆動型社会の実践例である、最終製品のカーボンフットプリントを計算するには、サプライチェーン全体で計算する必要がある。当該要件を満たすには、中小企業を含む全ての関係者がデータに容易にアクセスできる環境を整備することが重要である。
- 官民連携によるデータ駆動型社会の実現を促進するため、国民を含む全て

の主体に対して説明の機会を積極的に提供し、十分な透明性を確保するとともに、ユースケースやそのメリットを明確に示すことで参加を確保する。

WP-3 / # 03* / EJ to EJ 安心で安全な信頼できる社会に向けたサイバーセキュリティ

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- サイバーセキュリティの分野における国際的な調和、特に、EUのサイバーセキュリティ認証スキームと日本におけるサイバーセキュリティの枠組みとの整合性、IoTデバイス、サービスの認証及びラベリングを含む国際標準との統合を追求する。
- 2024年6月に取りまとめられた「量子産業の創出・発展に向けた推進方策」等を踏まえ、将来的な量子コンピュータ時代の到来に備え、耐量子セキュリティ（量子暗号通信(QKD)、耐量子計算機暗号(PQC)とその複合技術）に関する技術・製品・サービス展開については、日EU間に障壁を設けず、協力すべきである。

BRTが確信していること：

- セキュリティは、サイバースペースで価値を創造し、デジタル変革を実現するための前提条件として必要である。逆に適切な対策を講じなければ、脆弱性増大リスクが妨げとなり、利益を台無しにする可能性さえある。
- サイバーセキュリティ政策は、民間部門と公共部門の責任分担の上に構築されるべきである。
- グローバルな協調アプローチは、ハイレベル攻撃に対処するのに有効である。EU加盟国の各国窓口間で、一方はNIS、NIS2指令、他方は日本指令に基づき、セキュリティインシデントに関する情報共有スキームを構築すべきである。欧州委員会は、加盟国におけるNIS2の調和のとれた実施を確保するために努力すべきである。
- EUは既存の規制を最大限に活用し、必要であれば、業界が不要な負担を負うことなく新たな規制に準拠できるよう、既存の規制は最小限の修正に留めるべきであり、リスクの低い製品については、自己評価と自己申告を認めるべきである。また、新たなサイバーセキュリティの仕組みが義務化されるか否かは、まずは製品・サービスや利用シーンにおけるサイバーセキュリティのリスクがどのようなものであるかを明確に定義した上で、リスクレベルに応じて検討すべきである。
- 量子コンピュータ時代の到来により、既存の暗号技術は時代遅れになると予想される。量子コンピュータ時代の新しいセキュリティ技術は実用化の段階にあり、これらの技術の導入は公共と民間の両方に利益をもたらす。EUと日本は信頼されるパートナーとして、技術協力を一層推進すべきである。
- BRTは、EU-JPデジタルパートナーシップにおけるワークショップなど、EU

政府と日本政府は、産業界と共に、サイバーセキュリティに関する課題を共に推進または協議するための枠組み強化の取組みを歓迎する。

WP-3 / # 04* / EJ to EJ 人間中心の AI 技術の社会実装

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 市民の基本的権利を保護するために、人間中心の信頼できるAI技術の開発と実装を支援する。
- AI技術がもたらす社会的リスクの低減（特に、偽・誤情報の拡散防止やディープフェイク技術の悪用に対する対策の強化、およびAI技術の利活用は推進しつつも、著作権者の適切な保護）とAI技術のイノベーションや利活用による便益の最大化とを両立させるためには、規制の性質、範囲、根拠を明確にするとともに、ユースケースを踏まえたリスクの計測・評価手法を確立するための継続的な国際的議論が不可欠である。
- 生成AI技術の社会実装によって容易に生成されうる偽情報や合成コンテンツの脅威に対抗するため、偽情報に対する安全性を確保し、日EUが中心的な役割を担い国際協力体制を構築すべき。
- AI技術は、学習の段階において著作権を尊重するだけでなく、生成されたアウトプットが、各国・地域で異なる著作権法を踏まえつつ、著作権を侵害しないことを確保しなければならない。
- AI技術を使用して作成された著作物がどのような状況で著作権によって保護されるべきかを検討するために、すべての関係者と協議すべきである。
- AI技術自体がその使用方法によっては問題と解決の両方になり得るという事実を認識し、AIシステム開発者のみにリスク管理と法的責任の責任を負わせることを避ける。
- 企業には、信頼できるAI技術の開発・提供・利活用が求められている。こうした観点から、日本とEUは、JISCやISO/IEC JSCなど各国・地域の関係機関と連携しつつ、AI標準化に関する協力を強化すべきである。特に、組織が人間中心で信頼性が高く、かつ倫理的なAI技術を開発・導入する際に参照・活用する標準の開発・普及を、重要な協力分野と位置付けるべきである。日EU間の強化、米国やグローバルサウス等も含めた連携のありかたを模索し、社会課題解決に向けて一丸となって歩みを進めることが重要であると考える。

BRTが確信していること：

- AI技術の潜在リスクに関する議論は、各業種で始まったばかりであり、収斂を期待するのは時期尚早である。「リスク」という概念は業界ごとに異なり、既存の法的概念と整合しているべきである。AIに関連する潜在的なリスクは、利用方法や展開方式により業界によって大きく異なるため、適切な対策を実施する際には細心の注意を払う必要がある。
- モビリティ分野において、AIは道路にイノベーションをもたらし、道路の

安全性を高め、交通システムをより利用しやすくする可能性を秘めている。また、エンタテインメントや文化の領域において、コンテンツ制作におけるワークフローの効率化やクリエイターの創造性を拡張させるツールとしても期待されている。

WP-3 / # 05* / EJ to EJ デジタル変革のための接続性の向上

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 6Gに向けた先進的な研究開発における日EU間の協力を強化する。
- 第3回日EUデジタルパートナーシップ閣僚会合の合意内容を踏まえて、Open RAN・クラウド化・仮想化・エッジコンピューティングなどのイノベーションの進展を考慮し、5G/6Gネットワークの活用を引き続き推進する。これにより、5G機器・ソフトウェア市場の公正な競争を促し、日EUが共通の目標とする「安全で多様性のあるサプライチェーンの強靭化」を実現すべきである。
- 5Gネットワークのアプリケーションと導入に関する実用的で効果的なユースケースの共有を促進する。6G開発では、6G上で実現される技術やアプリケーションの開発を並行して進める必要がある。
- 通信需要が増大する一方で、周波数資源は有限であり、その逼迫状況はEUと日本の共通課題。そのため、ダイナミック周波数共用技術などの周波数を有効利用する技術の開発および社会実装を推進していくことが必要。

BRTが確信していること：

- 全ての人が高速度で信頼性の高いインターネットへの接続を確保することは、デジタル変革の恩恵を享受するのに役に立つ。
- 5Gと6Gは、AIとセンシング技術などと併せて「サイバー空間と物理空間を高度に統合したシステムにより、経済の発展と社会問題の解決を両立させる人間中心の社会」、Society 5.0実現に向けた重要な柱である。政府は、政策枠組みを構築し、企業からの必要な投資を奨励し、信頼がありオープンでセキュアな5G/6Gインフラおよびこれらを支える光ネットワークを全ての人が遅れることなく持続可能な市場志向型ベースで利用できるようにするべきである。
- 5Gと6Gは、産業のあらゆる分野に対する革新的なサービスのためだけでなく、国境を越えた信頼できる関連データや分析が求められる自然災害や感染症等のさまざまな地球的規模の課題への対応等に対して重要な影響を及ぼす。

WP-3 / # 06 * / EJ to EJ サプライチェーン強靱化に対する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

(半導体)

- 半導体バリューチェーンのアクティブプレイヤーになり、信頼できるパートナー国における半導体供給者等としてフロントエンド、バックエンド、設備、資材、労働力、エネルギー等、半導体を中心とした能力/コンピテンシーのエコシステム全体を構築する。
- あらゆる種類のチップ技術の製造における日 EU 協力のための知見を共有し、能力を構築する。

(重要鉱物)

- 重要鉱物の調達、精製、取引における日EU協力について、日EUの競争力アライアンスという政策枠組みに位置づけた上で、知見を共有し、能力を構築する。
- サプライチェーンの強靱性に関して、EU と日本企業の公平な競争条件を促進する。

BRT が確信していること：

- 世界の半導体需要は大幅に増加している。自動車分野の需要は、自動運転、車両の接続性の向上、シェアードサービス、パワートレインの電動化により、2030年までに倍増する。最先端の技術に加えて、自動車分野の最大の需要を占める大型ノード（90 nm以上）のチップが不可欠である。さらに、視覚言語モデル（VLM）の進化に見られるように、自動運転やロボットなどAIの活用が物理世界へと本格的に拡大する中、その「目」となるイメージセンサーや、自動車をはじめとするあらゆる機器の電力効率を左右するパワー半導体といった領域の技術発展と安定供給も同様に重要である。
- モビリティやその他の産業の変革には、重要な鉱物（例えば、電池、主要技術の進歩に必要なもの）の安定的かつ持続可能な供給が必要である。特定の国への過度の依存を減らすためには、多様化と志を同じくする国々の戦略的協力が必要である。
- EUと日本双方の公共調達枠組みの整合性を高め、近代化を推進することで、サプライチェーンのレジリエンスを強化し、双方の企業が公平に参入できるよう促進する。特に、透明性の向上、行政負担の軽減および信頼できるサプライヤーが重要インフラ、デジタル技術、クリーンエネルギーへの移行に関連する戦略的プロジェクトに参加できるようにすることを目的とした調達改革に関する対話を奨励する。協力体制の強化は、レジリエントかつ持続可能な調達慣行のための共通原則の策定を支援することにもつながる。

- サプライチェーンのレジリエンスを強化し、戦略的産業能力の展開を加速させるため、提案されている「産業加速法（IAA）」について、EU加盟国全体で一貫性のある調和のとれた実施を確保する。一貫性があり予測可能な実施枠組みは、EU単一市場内での分断を回避し、日本のような信頼できるパートナーに対して明確性を与えることが可能となる。同法が、開放的でレジリエントかつ多様化されたサプライチェーンを支援すると同時に、主要分野におけるEUと日本の協力を強化するよう、産業界や国際的なパートナーとの緊密な対話を維持すべきである。

Annex

日本・EU 両産業界からの提言

WP-3 / # 07* / EJ to EJ DFFT の実現に向けた日 EUEPAとデジタルパートナーシップを通じた連携

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 日本及びEU当局は、日EUデジタル・パートナーシップの枠組みの中で規制に関する協力を継続し、半導体、AI、量子コンピューティングのような急速に進化する課題に引き続き取り組み、これらの分野におけるイノベーションを遅らせるような法律や規制要件の相違を回避するために、整合性のある法的枠組みに取り組むべきである。
- デジタル貿易を促進するため、デジタルプロダクトの無差別待遇、ソースコード・アルゴリズムの移転・開示及びアクセス禁止を含めるよう、日EU-EPAの交渉を継続する。
- デジタルパートナーシップにおける2つの地域間の対話を追求し、IoTデータ、オープンデータ、標準を含むデータガバナンスと規則を含む現在および将来の規制枠組みの相互理解を創出し、セクターや地域間の分散型データ共有に関連する法的不確実性と複雑さを排除するためのEPAの規制協力枠組みにおける将来の協力と合意を目指す。
- BRTは、日本政府及び欧州委員会に対し、デジタルパートナーシップガバナンスを調整することを求めている。

WP-3 / # 08 / EJ to EJ WTO情報技術協定：ITA/ITA2拡大

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- ITA/ITA2拡大のための加盟国数の増加と対象製品の拡大に協力するとともに、ITA/ITA2拡大に基づく第三国のWTO拘束力のある約束違反について調整する。
- さらにITA/ITA2の拡大により、グローバルサウス含む各国・地域の市民は、AIを含む進化するIoT技術とDXの恩恵を受けることができるようになる。

WP-3 / # 09 / EJ to EJ 次世代計算基盤の整備

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 産業利用が可能な次世代計算基盤の官民による整備を推進する。
- 量子コンピューティングなどの次世代コンピューティング技術に関する日EU間の研究協力を強化する。
- 次世代計算基盤を活用した地域の課題解決に貢献するソリューションの開発や社会実装への投資を強化する。
- 次世代計算基盤の進展に伴う大量の電力消費を考慮しつつ、再生可能エネルギー源を含む強固なエネルギー・インフラの開発と維持への投資を強化する。
- 量子コンピューティングと量子チップの開発と生産の文脈で、技術的な可能性を最大限に引き出すために、規制障壁の引き下げに取り組む。
- EUではEuropean High Performance Computing Joint Undertaking (Euro HPC JU)が2018年に設立され、量子コンピュータ等のファンディングを行っているところである。既に公表されている量子コンピュータの調達案件については、入札対象が Digital Europe Programmeの参加国における企業等に限られており、日本企業が当該入札資格を得るためには、日本国が Digital Europe Programmeの「準加盟国」として参加する必要があるため、日本当局に対して参加交渉を依頼する。

BRTが確信していること：

- 世界を取り巻く環境が不確実性を増し、社会課題がより複雑なものになる中、様々なデータをより高度に活用し、問題解決と新たな価値創出に取り組むことがより一層重要となっている。
- HPC、AI、疑似量子、量子コンピューティングなど、高度な計算能力を有する次世代計算基盤を整備し、多くのユーザーが活用できる環境を構築することは、これまで解決できなかった複雑な社会課題の解決やイノベーションの実現に大きく貢献する。

WP-3 / # 10* / EJ to EJ デジタル経済に向けたスキル開発

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 新しい技術から生まれる新しい雇用機会の要件を満たすために必要な技能の創造を支援する。例えば、最新かつ実践的なスキルを学ぶ上で、スキルレベルに合わせた体系的なトレーニングカリキュラムの開発などが求められる。
- 中小企業のデジタル化とデジタル経済への参画を促進する。

BRTが確信していること：

- AI技術やロボット工学やそれらを支える半導体領域などの新技術は、相互の競争力と持続的成長の核心を見極めつつ、雇用と経済成長の新たな機会として認識されるべきである。

WP-3 / # 11 / EJ to EJ 私的複製補償制度の抜本の見直し（私的複製に対する補償制度）

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- デジタルコンテンツの技術進化や合法的な流通チャンネルの進化を考慮に入れ、私的複製補償制度の抜本の見直しを協力して行う。現行の補償制度を、増えつつあるデバイスやクラウドサービス等に拡大することは避けるべきである。悪影響が出ることを示した独立調査報告書の結論に基づき、今後の補償制度を策定すべきである。

BRTが確信していること：

- 改正に向けたいかなる見直しは、包括的な視点の下、ライセンスに基づくクラウドによるコンテンツ・ストーリーミングモデルの開発と共に、私的複製からの権利保持者とクリエイターへの補償を確保する利用可能な新規の方法を考慮に入れるべきである。その目標は、消費者、権利保持者、サービス・機器プロバイダーにとってより透明性があり、予測可能でバランスの取れた、ゆがみを回避できる方法による制度改革に焦点を当てるべきである。それを達成するために、特にEUの政策立案者に以下を提言する。
 - 域内市場のゆがみを防ぐことを目的として、加盟国における著作権補償制度の進展を注視する。
 - 加盟国が確実にEUの法律と判例法を適正に実施するようにする。
 - 提言に従い、明快で一般的なアプローチで補償金の計算と適用に取り組む。

WP-3 / # 12 * / EJ to EJ 研究・開発協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 人文・社会科学を含む様々な学問分野の融合、イノベーションの発展と社会的実現のため、人材交流や国際標準化を実現するためのフォーラムの創設を主導する。
- 地域や大学、企業を含めたスタートアップ・エコシステムの構築・発展を促進するとともに、スタートアップの創出や成長のための環境整備に係るグローバルな協力関係を強化する。
- 半導体、AI、量子技術、ブロックチェーン、6G、サイバーセキュリティ、水素、燃料電池、重要鉱物の研究開発協力を深める。その際、産業力強化

の視点も併せ持つことが重要。

- EUの研究開発制度であるHorizon Europeについて、2024年12月に開始された日本の準加盟国交渉が大筋合意したことを歓迎する。本合意により、これまで日本の欧州における子会社が参加できなかったサイバーセキュリティやデュアルユースに関するプロジェクトに参加可能となることを期待する。
- また、Horizon Europe終了後の次期プログラムにおいても、日本の準加盟国の加盟交渉を簡素化するべきである。
- Horizon Europeプロジェクトを支援するための専用インキュベーター枠組みの創設を含め、共同研究・イノベーション活動の効果を最大化するための仕組みを推進する。このようなインキュベーターは、研究成果の活用と商業化を促進し、産業界、学术界、スタートアップ間の連携を育み、デジタル技術、グリーンイノベーション、サプライチェーンのレジリエンスなどの分野における既存のEU・日本間の取り組みとの相乗効果を生み出すことができる。この枠組みは、研究成果が市場投入可能なソリューションへと効果的に転換され、EUと日本間の拡張可能な産業協力を実現する一助となる。

BRTが確信していること：

- 現代の社会システムは複雑化しており、問題の解決には単一の学問や研究領域に閉じないさまざまな知見が必要となる。特に、自然科学・工学系と人文・社会科学系の研究者が連携し、課題設定と研究・開発に取り組むことは、社会課題の解決や新たなイノベーションの創出につながる。
- スタートアップは、技術革新や社会課題解決を通じて社会変革を起こす先駆的なプレイヤーである。日EU両国が協力し、グローバルに活躍できるスタートアップの創出・育成の支援を強化することで、両国のイノベーションの加速化が期待される。

WP-3/ # 13/ EJ to EJ 巨大オンラインプラットフォーム規制の執行における協力

BRT から日本と EU の両当局への要望

- BRT は、2025 年 7 月に日本の公正取引委員会（JFTC）と欧州委員会（EC）の間で署名された、デジタル市場法（DMA）とスマートフォンソフトウェア競争促進法の執行に関する協力取決めを歓迎する。
- 両国政府当局は、両法の実効的な実施・執行を確保するため、この協力の枠組みを最大限に活用し、密な情報交換を継続・深化させるべきである。
- 特に、法の適用に関する優良事例（ベストプラクティス） や課題 、技術的監査や市場情報の収集・解釈手法 、調査ツール に関する知見を積極的に共有し、両当局の執行能力の向上を図るべきである。

BRTが確信していること

- スマートフォンソフトウェア競争促進法の規制対象事業者がデジタル市場法においてゲートキーパーとしての指定も受けている点に鑑み、各法域における規制の実施・執行から得られた知見を共有することで、各規制は一層実効的なものとなる。
- 特に、アプリストアやオペレーティングシステム（OS）の相互運用性に関して、ゲートキーパーが、セキュリティやプライバシー、OS の完全性を理由として自らの行為を正当化する場合、当該行為が必要かつ正当であり、より制限の少ない手段がないことを立証しなければならない。両国政府が協力してゲートキーパーにより提示された正当化事由の評価にあたることで、執行の実効性を高めることができる。

WP-3 / # 14 / EJ to EJ 自動運転の調和した展開に向けた協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 規制の枠組みとロードマップを調和させるための協力を強化し、一貫性のある同期した方法で自動運転と連結運転を展開する。
- 自動化され接続された運転の領域で国際標準と相互運用性の枠組みを作成するための努力を引き続きリードする。
- 欧州連合（EU）の一般安全規則と、インテリジェント・スピード・アシスタンス（ISA）、エマージェンシー・レーン・キープアシスタンス（ELKS）、アドバンスド・ドライバ・ディストラクション警告（ADDW）に関する委任規則に調整する。

BRTが確信していること：

- 欧州と日本の産業界は、自動化されたコネクテッドドライビングの先駆者となる可能性を秘めており、雇用と成長を創出し、道路に革新をもたらし、道路の安全性を高め、交通システムをより利用しやすくする。
- 欧州と日本の企業が自動化され接続された運転に投資し、市場にソリューションを提供するためには、整合・同期化され安定した法的確実性と予測可能な市場状況が必要である。

WP-3 / # 15 / EJ to EJ EU AI法のガイドラインの早期公表

BRTからEUと日本当局への要望：

- 2024年7月12日にEU官報に公示されたEU AI法は、AI技術と汎用目的AIモデル（GPAIモデル）に関するさまざまな規則を導入し、「禁止されたAI慣行」の使用禁止や、「ハイリスクAIシステム」についてリスク管理システム構築等の規制が適用される。

- EU AI 法は域外適用が可能な規定となっており、EU 域外の企業及び組織にも広く適用される。例えば、EU AI 法は、EU 内で AI 技術を上市し、サービスを開始、又は汎用目的 AI モデルを上市するプロバイダーや、AI 技術のプロバイダー及びデプロイヤーであって、当該 AI 技術によって生産されたアウトプットが EU 域内で使用される、第三国に事業所を有する又は EU 域外に所在するプロバイダーやデプロイヤーに適用される。
- EU AI 法の下において、「ハイリスク」AI システムまたは汎用目的 AI モデル（GPAI モデル）が整合規格に適合する場合、当該規制要件への適合性の推定を受けることができる。これにより法的安定性が提供され、業界における AI 技術の導入を促進し、AI 技術が安全で信頼できるものであることを全体として確保する助けとなる。BRT は、欧州標準化機関である CEN-CENELEC が、「ハイリスク」AI システムに関する EU AI 法の要求事項について、適時に規格を採択できること、そして欧州委員会がそれらを速やかに欧州の整合規格として採択することを期待する。そうしなければ、企業はハイリスク AI システムの要求事項への適合性をどのように証明すべきかについて、法的な不確実性に直面することになる。
- 欧州委員会の AI に関するデジタル・オムニバス法案（以下、AI オムニバス法案）における、ハイリスク AI システムに関する規則及び AI システム生成コンテンツの表示規則の適用時期延期提案を支持する。ただし、これらのスケジュール変更案は AI オムニバス法案の他の部分から分離し、迅速な手続きで採択されるべきだと考える。特に重要なのは、ハイリスク AI システムに対する要件の適用延期に関する AI オムニバス法案が、現行の EU AI 法におけるハイリスク AI システム規則の適用開始日である 2026 年 8 月 2 日より前に採択されることである。これが実現しなければ、企業はこれらの要件の適用開始日に関して重大な法的確実性の欠如に直面することになる。
- また、AI 技術のプロバイダー・デプロイヤーである日本国内の企業・組織としては、EU AI 法の適用範囲の中でも、特に域外適用についてガイドラインが必要である。欧州委員会には EU AI 法の適用範囲に関する実践的なガイドライン（FAQs を含む）の作成・公表を早期に行っていただけるよう要望する。

BRTが確信していること：

- EU AI法の準拠のためには、業界がEU AI法の様々なルールを遵守するのに役立つガイドラインや整合規格の早期公表が必要である。また、そのガイドラインは規制が適用される例と適用されない例を具体的な事例と共に明示するなど、企業の予見可能性を高める内容であることが必要である。
- NLF法（機械指令、無線機器指令など）の対象製品に組み込まれるハイリスクAIシステムについては、EU AI法の要件をNLF法に統合することで、法的要件の重複を排除し、規制の簡素化を図るべきである。EU機関は、現在進行中のAIオムニバス法案の立法プロセスにおいて、EU AI法附属書Iの改正を行うべきである。具体的には、セクションA（NLF法の一覧）に列挙されている法令をセクションBに移行することを提案する。欧州委員会は既に医療機器規則についてセクションAからセクションBへの移行を提案しており、

我々はこのアプローチをセクションAに列挙されている他のNLF法にも拡大適用すべきと考える。

- ハイリスクAIシステムという用語は、製品に組み込まれたAI技術やサービスにおけるユースケースや具体的な製品例を示すことによって明確に定義されるべきである。その観点から、欧州委員会によるハイリスクシステムの分類に関するガイドラインの公表を期待する。

WP-3 / # 16 / EJ to EJ データ法のガイドラインの早期公表

BRTからEUと日本当局への要望：

- EUのデータ法は、2024年1月11日に発効し、2025年9月12日に施行された。当該法律は、欧州委員会が発表した欧州データ戦略の一つとして立法されたものであるが、EUデータ法の適用範囲の限界事例が明らかではない。

BRTが確信していること：

- データ法を準拠するためには、早期のタイミングで公表されるガイドラインが実務上必須となる。また、そのガイドラインは規制が適用される例と適用されない例を具体的な事例と共に明示するなど、企業の予見可能性を高める内容であることが必要である。
- EU機関は、欧州委員会のデジタルオムニバス提案を活用し、データ法の第4条(8)項及び第5条(11)項を改正すべきである。これにより、データ保有者は営業上の機密やサイバーセキュリティ上の懸念を理由にデータ共有を拒否できるが、その拒否を管轄当局に通知する義務は課されない。データ利用者及びデータ利用者から許可を得た第三者は、当然ながら国内裁判所において当該拒否に異議を申し立てることが認められる。

WP-3 / # 17 / EJ to EJ デジタルオムニバス

BRTからEU当局への要望：

- 共同立法者と連携し、デジタル・オムニバス法案、特にAIオムニバス法案を迅速に成立させるべきである。企業の投資判断とコンプライアンス対応の予測可能性を確保するため、2026年8月2日以前に法的枠組みと適用時期を明確化し、条件付きではなく明確な期日を伴う適用延期を講じるべきである。
- AI開発・運用におけるデータ処理の法的根拠として「正当な利益」を明確化するGDPR改正案を支持する。適切なセーフガードを前提に、加盟国ごとの例外や過度な制限を避け、EU単一市場にふさわしい調和的な制度とすることが重要である。
- クッキーその他の端末情報に関する規律については、個人データか非個人データかで適用法制が分かれる二重体制を排除し、データの中身にかかわらず、リスクベースの一貫した端末アクセスルールを構築すべきである。その際、事業者が自らの管理下で行う製品・サービス改善、保守、不正防止等の低リスクな処理は適切に同意免除の対象に含めるべきである。さらに、自動化された同意シグナルの制度設計にあたっては、事業者と利用者の直接的な関係が不当に損なわれず、少数のブラウザまたはOS提供者に過度な権限が集中しないようにすべきである。

BRT が確信していること :

- デジタル・オムニバス法案は、欧州の競争力強化報告書(ドラギ・レポート)の精神を具現化し、イノベーションと市民の保護を両立させる画期的なイニシアティブである。同法案で提案されている簡素化は強く歓迎されるものの、競争力強化という主要な目的を真に達成するには、具体的なスケジュールと実務的な義務について、より一層の明確化が必要である。
- AI オムニバス法案は、現行 EU AI 法に基づくハイリスク AI システムの義務が適用される 2026 年 8 月 2 日より前に発効することが絶対条件である。既存の義務が発効する一方で、延期の議論が並行するような法的不安定性は、市場と関係者に重大な混乱をもたらすため確実に回避しなければならない。投資を促進し、ビジネスの確実性を確保するには、条件付きではない明確で予測可能なルールとスケジュールが不可欠である。
- AI 開発におけるデータ利用の法的確実性の向上と、クッキー等規制の二重規制解消は、日欧デジタル経済の成長と連携を後押しする。これらが多様なビジネスモデルを支える形で迅速に実現されることが重要である。

航空

WP-3/ # 18 / EJ to EJ 航空分野における政府主導の産業協力

BRTから日本とEUの両当局への要望 :

- 政府財源による刺激策により、航空分野における日EU産業協力規模の著しい改善を図るために、相互の信頼、平等、相互利益の考えに基づいて、主に以下の点について継続的な対話を確立する。このことには持続可能な燃料のような環境問題における幅広い協力も含まれている。
 - 環境規制への対応
各種環境対策への対応、また排出量取引制度や脱炭素化に向けた持続可能な航空燃料 (SAF) に関する対応。
 - 欧州の「空域の断片化」への対応
「シングル・ヨーロッパ・スカイ (単一欧州空域)」構想の早期実現に向けた対応。管制技術の相互連携。
 - サプライチェーンの混乱と機体納入の遅れへの対応
産業構造の立て直しを含めた継続的支援。

WP-3 / #19 / EJ to EJ 小型無人機及びシステムに関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望 :

- 小型無人機及びシステムの戦略的分野における研究開発及び生産における日EU産業協力を目的とした常設の対話窓口を設置する。
- 「低空経済圏 (ドローン・空飛ぶクルマ)」における「空の公共性」の定義の共通化や機体認証の簡素化に向けた「日欧航空安全協定 (BASA)」の運用

拡大の確立。

WP-3 / #20 / EJ to EJ 航空機の承認に関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- MRO及び研修に関連する付属文書の議論を加速する。

WP-3 / # 21 / EJ to EJ ヘリコプターのナビゲーション規則に関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- ヘリコプター向けの低高度IFRルートの開発および衛星ベースのナビゲーション規則に関して、より高度かつより良い協力を日欧間で構築する。

宇宙

WP-3 / # 22 / EJ to EJ 宇宙活動の規制に関する協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 勢いを失うことなく宇宙分野の規制問題について引き続き緊密に協力し、ビジネスのあらゆる側面での協力を維持する。
- 以下の目的を達成するために、日EU宇宙産業フォーラムの設立を検討し、日EU宇宙政策対話の直後に組織的に会合し、政府と産業界が支援し、共同で開催する日EU宇宙産業フォーラムの設立を検討する。
 - 日EU宇宙政策対話の主要成果のより良いコミュニケーション；
 - 日欧共同プロジェクトの拡大
 - 産業界協力のさらなる推進
 - 民間宇宙エコシステムの成長支援
- EU宇宙法が2030年に施行に向けて議論されているが、日本企業の積極的な参画に向けて、両政府の協議により同等性評価認定を確実にしていただきたい。また、EUSSTのSSA使用義務についても、日本や米国のSSAとのインターオペラビリティを確保いただきたい。

BRTが確信していること：

- 協調および相互に開かれた市場は、日EUの宇宙事業における目標達成とグローバル市場で双方の潜在的可能性を実現するための機会となり得る。
- 日EU宇宙政策対話は宇宙における協力をさらに推進し、定期的に続けていくべきである。
- 中小企業を含む欧州の宇宙企業には、相互に連絡を取り合う組織（ユーロス

ペース、SME4space、各国の宇宙産業協会)があり、宇宙機関の顧客との正式な連絡チャンネルを持っているが、EUおよびESA加盟国の宇宙企業と日本の宇宙企業とを結びつける一般的なチャンネルはない。

WP-3 / # 23 / EJ to EJ 次世代打上げ機の技術、産業における日欧の協力

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 次世代打上げ機などの宇宙活動に関連する製品およびサービスの開発における技術協力と産業協力を強化する。
- 打上げ環境や法整備、規制緩和における連携も強化する。

BRTが確信していること：

- 国の基幹ロケットを取り巻く日本と欧州の環境は類似している。両者とも国の独立した宇宙へのアクセスを保証する責任を有するが、官需だけでは不十分であり、打上げ回数を維持するためには市場競争力を持つことが不可欠である。
- 衛星の新しい用途が急増している中、商業市場における競争に日本とEU両者が勝つには、継続的な改善が必要である。このような改善にはハードウェア・ソフトウェア開発が多数必要となるため、迅速で経済効率性に優れた開発に日EUの協力が不可欠である。

モビリティ

WP-3 / # 24 / EJ to EJ 電池生産の協調的資金調達

モビリティ業界の変革には、革新とバッテリー技術への投資が必要である。依存関係を減らし、国際競争力を維持するために、目標を定めた資金調達が必要である。

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- EUと日本における電池生産とそれに伴う価値創造を支援する、同じ考えを持つ国々の間で電池の研究、開発、生産に対する資金を調整する。
- リサイクルソリューションにより、電池製造現場に安価で環境に優しいエネルギーを提供する。

WP-3 / # 25 / EJ to EJ 電気自動車 (EV) の充電インフラの整備

電気自動車には、必要な環境の整備と維持、特に充電インフラの整備に政府の支援が必要である。

BRTから日本とEUの両当局への要望：

- 電気自動車の促進、投資の動員及びEV(乗用車及び大型車両)のための国際的な相互運用可能な官民充電インフラの構築に関する知見を共有する。
- EU加盟国と日本で、顧客に優しい十分な公共および民間充電インフラ(例えば、高速道路沿いの高出力充電のための様々な選択肢、魅力的な家庭用充電器のための補助金、都市部と農村部の充電器には駐車場が含まれる、充電規格に関係なく補助金が含まれる)を開発する。
- EUと日本企業の間で将来の充電規格に関する交流を促進し、充電関連の要件と認証の整合性を検討する。
- 次世代蓄電池の交換と双方向EVの可能性を含むグリッドの柔軟性を促進する。
- 電気自動車の充電にグリーンエネルギーを提供する。

WP-3 / # 26 / EJ to EJ 電池の設計・製造における EJ のリーダーシップ

BRTから日本とEU当局への要望：

- 革新的な中小企業を電池産業育成プログラムに組み込み、日欧の産業リーダーを育成する(日本のRE技術、欧州のRE生産能力)。

WP-3 / # 27 / EJ to EJ デジタルトランスフォーメーションを加速する

BRTから日本当局への要望：

- イノベーションをコストではなく機会として捉える。
- デジタル成熟度センターを構築し、競争力を取り戻すための移行を支援する。例えば、研究開発と製造における最新技術と実際の状況を検証するための反復可能なプロセスを備えた大学内のセンターを設立し、ギャップを埋めるためのロードマップを構築する。

BRTが確信していること：

- EUと日本は競争力を獲得し、デジタルトランスフォーメーションの加速に積極的な役割を果たすために協力する必要がある。

EU 産業界からの提言

WP-3 / # 28 / E to J 衛星打上げの政府相互バックアップ

BRTから日本当局への要望：

- 政府の打上げに双方の上げ機を使用し、打上げの相互バックアップ協力体勢を実現する。

BRTが確信していること：

- 国際宇宙ステーションの未来型補給機HTV-Xは、欧州のアリアン6ロケットの打上げバックアップサービスの恩恵を受けることができる。

WP-3 / # 29 / E to J 日本にやる気のある技術者を残す

BRTから日本当局への要望：

- 優秀な人材を集めるために、日本に住む価値を高める。

BRTが確信していること：

- 報酬が低いと人材が流出してしまうので、グローバル市場と連携する必要がある。

WP-3 / # 30 / E to J デジタルサービスと貿易に関する実施が容易な規制枠組みに向けた協力

BRT から日本当局への要望：

- EUと同様の環境・消費者保護規則を採択し、日本の中小・大企業がデジタルサービスを最大限に発展させ、日本と EU との間の貿易、特にオンライン貿易を促進できるようにする。

BRTが確信していること：

- 非常に急速に拡大している法的状況、特にデジタル分野やオンラインとオフラインの商品販売において、AI 分野や環境分野のような「リスク」の概念に基づいて EU が実際に策定したコンプライアンスと規制の枠組み（EU における細分化された複雑な EPR の枠組みを参照）は、EU と日本間の商品の自由な移動をより複雑にしたり、EU 内のデジタルサービスを開発する意欲を低下させ、また、日本の経済事業者の欧州での貿易意欲を低下させたりする可能性のある、異なる EU 諸国の事業者のコンプライアンスを幾何学的に変化させたりしてはならない。

日本産業界からの提言

WP-3 / # 31 / J to E サイバーレジリエンス法のガイドライン及び整合規格の早期公表

BRTからEU当局への要望：

- EUのサイバーレジリエンス法は、2024年12月10日に発効し、主要義務は2027年12月より適用開始の見通し。当該法律は、欧州市場において流通するデジタル要素を有する製品において一定のセキュリティ要件を課すことを目的に作成されたものである。
- EUサイバーレジリエンス法は事業者とデジタル製品を対応に適用されると規定されているが、デジタル製品の範囲が広範である。また、継続的なモニタリングやアップデート等の適用義務において、本法令を遵守するためには実務的なガイドラインが必要となる。2027年の適用開始に先立ち、欧州委員会がEUサイバーレジリエンス法の適用範囲についてガイドラインを作成・公表することを要望する。

BRTが確信していること：

- サイバーレジリエンス法を準拠するためには、早期のタイミングで公表されるガイドラインが実務上必須となる。
- デジタル製品の対象範囲や継続的なモニタリングやアップデート等の義務について、明確にガイドラインに記載されるべきである。

WP-3 / # 32 / J to E CSA2における認証の技術的要件への専念と制度分離の堅持

BRTからEU当局への要望：

- EU当局は、ECCFや将来のEUCSを含む欧州サイバーセキュリティ認証制度について、「技術的要件への適合性評価に専念する」というCSA2原案の制度整理を、今後の立法過程およびスキーム設計において決して後退させるべきではない。
- 認証制度の中に、国籍、本社所在地、所有・支配構造などの非技術的・主権的要素を、認証要件や保証水準へのアクセス条件として再び持ち込むことは、EUCSの策定過程で生じた市場の停滞や分断という問題を再現し、EU市場の開放性や予見可能性を著しく損なうものである。EUは、「認証は技術基準に基づき、非技術的リスクはICTサプライチェーン枠組みで処理する」というCSA2の制度分離を明確かつ揺るぎなく維持し、純粋な技術的要件を満たす企業への公平な市場アクセスを保障すべきである。

BRTが確信していること：

- 日本産業界はこれまで、EUCS等において技術的評価とは無関係な「主権要件」が、信頼できるパートナー企業の不当な排除を招く点に強い懸念を示してきた。今回、CSA2が非技術的・主権的論点を認証制度から切り離し、ICTサプライチェーンセキュリティ枠組みで扱う方向性を示したことは、認証制度の政治化を是正する重要な軌道修正であると高く評価する。
- 日EUデジタルパートナーシップが掲げる「オープンで安全なネットワーク」と「安全で多様なサプライチェーン」の共通目標に照らし、立法過程で認証制度に主権的要素を逆行して持ち込むことは、欧州市場への投資意欲を削ぎ、EU自身の競争力とイノベーションを損なう結果を招く。
- 真に高リスクな事案への対応はサプライチェーン枠組みにおいて確保しつつ、認証制度を純粋な技術的安全性評価に専念させることによつてのみ、安全性と欧州の競争力向上というCSA2本来の目的が達成されると確信する。

(別添) 今年度新規追加項目一覧

番号	内容	当局者
WP-3/#17	デジタルオムニバス	EJ to EJ